

亀岡市告示第193号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和8年9月14日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和8年9月14日から令和8年9月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月14日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01018	稲荷垣内北線	亀岡市三宅町亀ヶ渕9番1先から 亀岡市三宅町126番1先まで	265.34m	$\frac{2.75\text{m}}{6.18\text{m}}$